

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和8年 6月 3日 山口県知事 様 提出者 住 所 山口県山口市徳地堀1981番地4 氏 名 株式会社 井原組 代表取締役社長 井原 昌二 電話番号 0835-52-0153 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 井原組
事業場の所在地	山口県山口市徳地堀1981番地4
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	70,000万円
③ 従業員数	20人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	土木工事 がれき類（コンクリート塊・アスファルト塊） →再生処理業者に委託して再生砕石または再生合材として再資源化 また再生資源化出来ない物は埋立 木くず →再生処理業者に委託して、堆肥等にして再資源化 廃プラスチック →再生処理業者へ委託して、セメント製品等にして再資源化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・現場での分別の徹底を行い、資源ゴミ等再生利用できる物を分別し廃棄物排出量を減らす。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・資材の発注時や施工前に出来るだけ廃棄物が出ない方法を現場担当と協議する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現場内に仮置場を設置し、廃棄物の種類ごとに分別がわかりやすいような表示をする。		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現場での分別の徹底。廃プラ、がれき類等を細かく分別する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・分別方法がわからない物は処理業者によく確認してから委託、処分を行う。 ・産業廃棄物の処理を委託する際、出来るだけ再生利用を行う業者へ委託する。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・委託する処理業者の最終の処理方法を確認し、依頼する業者を選 定する。		
※事務処理欄			

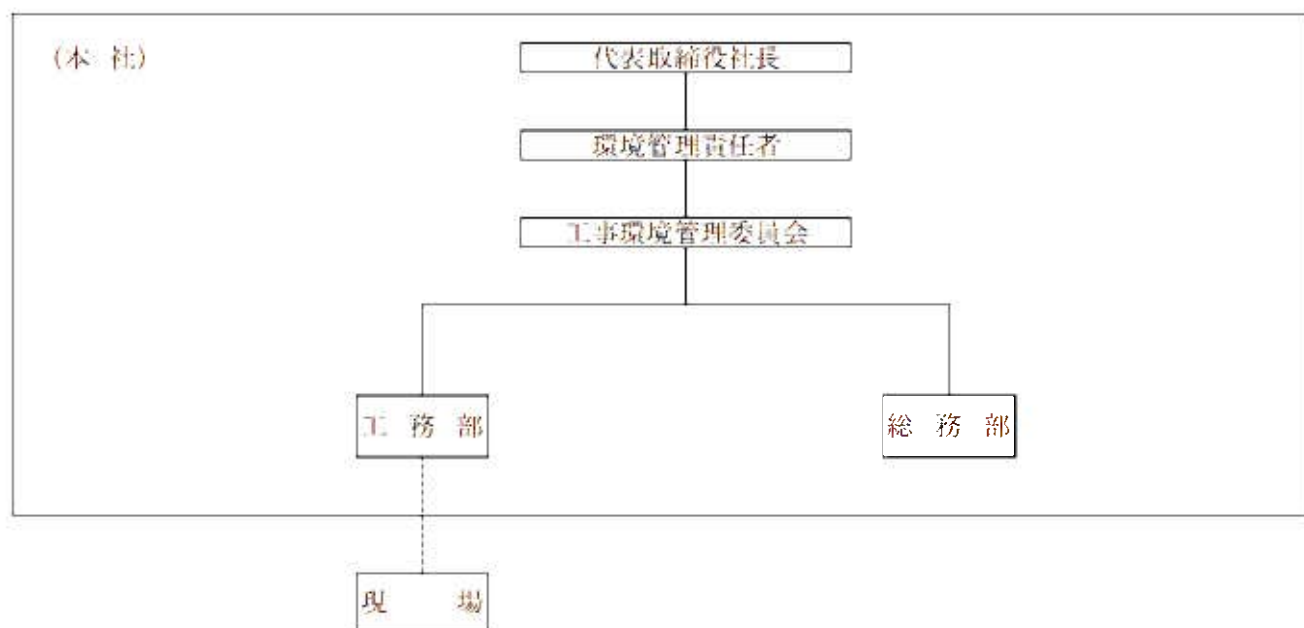
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制組織図

環境管理責任者	○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 工事の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
工事環境管理委員会	○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 社員、関連会社に対する教育・啓発 ○ その他関係する事項

廃 棄 物 管 理 組 織



多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和8年度計画)

多量排出事業者 名 称	株式会社 伊藤組	所在地(市町村)	山口県	事業の種類	建設業
-------------	----------	----------	-----	-------	-----

区分	種 類	排出処理に関する事項		自ら行う廃棄物利用に関する事項		自ら行う年間処理に関する事項				自ら行う燃焼処分又は海洋投棄処分を行う産業廃棄物の量		全処理量		事業所内処理業者への処理委託量		廃棄物処理業者への処理委託量		認定燃焼処理業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		排出量		燃焼利用を行う産業廃棄物の量		自ら燃焼処分を行う産業廃棄物の量		自ら年間処理により減量する産業廃棄物の量		燃焼処分を行う産業廃棄物の量		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画										
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥																				
	炭酸																				
	炭酸																				
	炭アルカリ	0.487	0.3									0.487	0.30			0.487	0.3				
	炭プラスチック類	22.92	20									22.92	20			22.92	20				
	紙くず	0.61	0.5									0.61	0.50			0.61	0.5				
	木くず	448.47	350									448.47	350			448.47	350				
	繊維くず																				
	難燃物性繊維																				
雑物	動物及植物不著物																				
	ゴムくず																				
	骨炭くず																				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、磁石	927.45	750									927.45	750			927.45	750				
	がれき類	3.7	2									3.70	2								
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物	455	350									455	350								
	計 (A)	1,898.639	1,470	0	0	0	0	0	0	0	0	1,899	1,470	0	0	1,400	1,120	0	0	0	0